

駒ヶ根市

令和7年度

一般廃棄物処理実施計画

(駒ヶ根市ごみ減量行動計画)

駒ヶ根市 生活環境課

令和7年度駒ヶ根市一般廃棄物処理実施計画 目次

実施計画の概要 1～2

- 1. 計画の位置づけ 1
- 2. 計画の期間 1
- 3. ごみ処理の計画 1～2

一般廃棄物処理基本計画における施策 3～5

- 1. 令和7年度の新規事業 3～4
- 2. ごみ排出抑制のための継続事業 5

ごみ・資源物の収集体制について 6～8

- 1. ごみ・資源物の収集・運搬計画 6～7
- 2. 一般廃棄物処理業の許可 7～8

実施計画の概要

1. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び第2項並びに、駒ヶ根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の規定に基づき、令和7年度における一般廃棄物の処理計画を策定するものです。当市が策定した一般廃棄物処理基本計画（令和7年度改定版、以下基本計画という。）の推進及び実施のため、令和7年度における必要な事業について定めます。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日とします。

3. ごみ処理の計画

(1) ごみ処理量

ア ごみ処理目標排出量（令和7年度）

ごみの総排出量 6,744 t

家庭系ごみの総排出量 4,604 t

家庭系ごみ1人1日当たりの排出量 406g

基本計画におけるごみ排出値と目標値

区 分		単 位	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R16年度
ごみ総排出量	計画	t	7,097	7,081	7,039	6,744	6,109
	実績	t	7,301	6,876	6,847	—	—
家庭系ごみ排出量	計画	t	4,849	4,833	4,791	4,604	4,165
	実績	t	5,101	4,716	4,629	—	—
家庭系1人1日当 たりのごみ排出量	人口	人	32,025	31,713	31,410	31,056	29,034
	計画	g	413	412	418	406	393
	実績	g	435	407	404	—	—

- ・令和6年度までは、前期計画の目標値、令和7年度以降は基本計画における目標値を計上しています。
- ・令和7年度以降の人口は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」により推計した予測値を計上しています。

イ ごみ 発生量（総量）

（単位：t）

区 分	令和6年度実績値	7年度計画排出値	前年度実績対比
燃やせるごみ	5,828	5,687	97.6%
家庭系ごみ	3,610	3,547	98.3%
事業系ごみ	2,218	2,140	96.5%
燃やせないごみ	135	130	96.3%
粗大ごみ	71	69	97.2%
資源物	805	850	105.6%
資源プラスチック	355	394	111.0%
古紙類	247	242	98.0%
紙パック	2	2	前年実績並み
びん類	122	128	104.9%
缶類（アルミ）	16	17	106.3%
缶類（スチール）	12	13	108.3%
廃食用油	3	3	前年実績並み
ペットボトル	20	21	105%
衣類	28	30	107.1%
有害ごみ	8	8	前年実績並み
乾電池	7	7	前年実績並み
蛍光管	1	1	前年実績並み
合 計	6,847	6,744	98.5%

・資源物における古紙類はダンボール、新聞紙、雑紙類の累計値を計上しています。



一般廃棄物処理基本計画における施策

1. 令和7年度実施の新規事業

基本計画における家庭系及び事業系ごみの排出に係る施策のうち、令和7年度中におけるごみの減量化・資源化のための新たな施策として、市では、以下の事業に取り組みます。

事業名	製品プラスチックの一括収集と再資源化事業
事業概要	令和4年4月に施行されたプラスチックの分別収集・再商品化の促進を目的とする法律（プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律）に基づき、駒ヶ根市を含む上伊那の8市町村全体で、「製品プラスチック」を「資源プラスチック」として収集します。
事業目的	製品プラスチックの再商品化を図ることで、限りある資源を有効活用するとともに、廃棄物を減らし、環境負荷を減らしていく「循環型社会」を目指します。
取組方法	市報、ガイドブック、ホームページ等を活用し、広く市民に一括収集を呼びかけます。地区の希望に応じて説明会を行います。
期待される効果	焼却によって発生するCO ₂ や焼却灰、残渣が削減されることで、地球温暖化の抑制や最終処分施設の長寿命化に繋がります。 【令和7年度資源プラスチック回収予想量：広域算出による】 駒ヶ根市 409t（容器包装プラ 368t 製品プラ 41t） 上伊那 1,890t
実施時期	令和7年4月1日から実施

令和7年4月から
プラスチック製容器包装も 製品プラスチックも
資源物として収集します

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、
「プラスチック製容器包装」と「製品プラスチック」を一括して収集しリサイクルします。

資源プラスチックの収集方法が変わります

これまで資源プラスチックとして収集していたもの

プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装とは
中身の商品を取り出した(買った)あと、不要となるプラスチック製の入れ物(容器)も含んであったもの(包装)をいいます。
※プラマークが付いています。

新たに資源プラスチックとして収集が始まるもの
製品プラスチック

製品プラスチックとは
プラスチック製容器包装やPETボトル以外のプラスチック製品をいいます。プラマークは付いておらず、これまででは可燃ごみとして収集していましたが、※収集する製品プラスチックの種類は廃品を広く扱います。

令和7年4月から
資源プラスチックの出し方

プラスチック製容器包装に加え、製品プラスチックも資源プラスチックとなります。

資源プラスチック用収集袋(紫色文字の袋)に入れて出してください

資源プラスチック用収集袋

※注意書き等を度々更新した新しい収集袋は、令和7年4月以降、順次切り替えていきます。
※これまで「資源プラスチック用回収袋」も引き続き使用いただけます。
※使用期限はありません。

収集袋に入れてよいもの(対象になるもの)

収集の対象となる製品プラスチックは、次のすべての条件を満たすものです。

- プラスチックだけでできているもの(プラスチック素材100%)
- 一辺の長さが50cm未満のもの(50cm未満に切断すれば出すことができます。)
- 素材の厚さが5mm未満のもの※1
- 汚れが付着していないもの(汚れは拭き取るか軽くすすぐ。)

日用品類…ハンガー、歯ブラシ、ヘアブラシなど 文具…クリアファイル、定規、下敷きなど

食器類…お茶碗、お皿、箸、しぼりなど その他…CD、CDケース、おもちゃなど

※1 軽い力でつおれる、割れる、曲がる(たわむ)ものは厚さ5mm以上でも出すことができます。
(例:発泡スチロール、お皿(トレイ)、プラスチック製の板など)

収集袋に入れてはいけないもの(対象にならないもの)

プラスチック以外の素材を含むもの(ゴムや金属などの複合製品) ゴムやシリコン製のもの(プラスチック以外) 5mm以上の厚みがあるもの(ぼた餅や餅など)

PETボトル(液体入りもの)

※2 売火や怪我などの危険性があり、特に注意が必要なもの

刃物類(※必ずプラスチック以外の素材) 電池や充電器類 ライターや火筒など 家電製品(※材質や形状による)

※2 プラスチック以外の素材(金属、繊維、合成ゴムなど)との複合製品は出せません。分解、切断するなどして取り外しやすくして入れる場合があるもので出さないようにしてください。

対象とならない複合製品の例	素材例(※必ずプラスチック以外の素材)	品目の例
プラスチック+金属	プラスチック+木材	マーカー(金属ペン)、サインペン、ボールペンなど
プラスチック+繊維(布)	プラスチック+ゴム	シャープペン、ボールペン、洗濯バサミなど
プラスチック+紙	プラスチック+シリコン	人形、磁器ケースなど
プラスチック+紙+シリコン	プラスチック+シリコン	スマートフォン、電子辞書、ゲーム機など

※事業所から排出された製品プラスチックは産業廃棄物のため対象となりません。事業者で適正に処理してください。

お問い合わせ ▶ 駒ヶ根市役所 生活環境課 環境衛生係 TEL/0265-83-2111 FAX/0265-83-1271
Mail/kanku-ni@city.komagane.lg.jp URL/https://www.city.komagane.nagano.lg.jp

(市報3月号折込により全戸配布した分別変更チラシ)

事業名	小型家電・リチウムイオン電池一括回収事業
事業概要	大田切りサイクルステーションの機能強化事業として小型家電の回収ボックス、リチウムイオン電池回収ボックスを大田切りサイクルステーションに設置し、一括回収します。
事業目的	小型家電製品に含まれる金属等をリサイクルすることにより、更なる資源化に繋がります。また、不適切な排出による収集車や処理場の火災事故防止のため、リチウムイオン電池の適正な回収方法を確立します。
取組方法	リサイクル認定事業者に委託し小型家電およびリチウムイオン電池の適正回収を行います。
期待される効果	小型家電に使用されている有用金属（鉄、アルミ）のリサイクルによる再資源化により、限りある環境資源の保全に繋がります。また、リチウムイオン電池の適正回収により、ごみ収集車やごみ処理場での発火事故を防ぎます。
実施時期	令和7年10月末までに実施

これ、ごみに出してもいいの?

モバイルバッテリー

絶対にダメよ!
リチウムイオン電池が入っているからね

多くの充電式の家電製品には、リチウムイオン電池が入っています。過度な力が加わると発熱・発火する危険があります。

電子タバコ スマートフォン 電動歯ブラシ ハンドドライヤー 電動シェーバー

廃棄する時は、お住まいの市町村の分別排出ルールに従ってください。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

STOP FIRE ACCIDENT! 市民の皆さまへ あなたが頼りです

電子機器の処分は、どうすればいいのかな?

お住まいの地域の分別排出ルールに従う

充電式の電子機器は、リチウムイオン電池のリサイクル工場に運ばれると、コバルト、ニッケル、マンガンなどのレアメタルが回収されます。それらは再び資源として有効利用されるのです。

【プラスチック製容器包装ごみ】や【不燃ごみ】に混ぜて出す

リサイクル工場では、本来あるはずのない充電式の電子機器が、処理工程で押しつぶされ、内部のリチウムイオン電池からショート・発火する事故が多発しています。プラスチックで覆われていることの多い電子機器は、衝撃による選別除去が難しく、一度発火してしまうと、燃えやすいプラスチックがまわりにあるために、なかなか消火することができません。工場作業員も危険です。機種や設置の便数に数か月かかるなどリサイクルシステムへの影響は計り知れず、大変困っています。

リチウムイオン電池の燃焼温度

電池の種類	燃焼温度 (°C)
ニッケル水素電池	約 400
鉛蓄電池	約 400
ニッケルカドミウム電池	約 400
ニッケル金属ヒ素電池	約 400
ニッケル水素電池	約 400
鉛蓄電池	約 400
ニッケルカドミウム電池	約 400
ニッケル金属ヒ素電池	約 400
リチウムイオン電池	約 1300

日常生活に欠かせない充電式の電子機器には、リチウムイオン電池が内蔵されています。この電池は小さく軽微でありながら、大きなパワーが寿命も長いという特性もっています。一方でリチウムイオン電池には、燃えやすい液体が入っており、強い衝撃や圧力が加わった時に、発火につながる可能性があります。

(日本容器包装リサイクル協会リチウムイオン電池排出啓発用チラシ)

2. ごみ排出抑制のための継続事業

基本計画における家庭系及び事業系ごみの排出に係る施策について市では以下の事業を継続して実施します。

ごみを出さないための行動（リデュース/Reduce）	
食品ロスの削減	県が推進する「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」、 「信州発もったいないキャンペーン」について市報やごみのガイドブック、ホームページ等を通じて啓発活動を行い、生ごみの減少化を図ります。
生ごみ処理容器・処理機購入補助	生ごみ処理機等を購入する世帯へ補助金を交付し、生ごみの減量化、堆肥化を促進します。
ごみ処理費用の有料制度	ごみ袋を購入する際の指定ごみ袋購入チケット制度や指定ごみ袋量を超えてごみを排出する場合の有料チケット制度を広域全体で取組むことで、ごみ減量化につなげます。
繰り返し使用のための行動（リユース/Reuse）	
資源回収の実施	大田切りサイクルステーションにてペットボトル、びん、スチール缶、乾電池、蛍光灯、廃食用油、古紙類、紙パック、布類、アルミ缶等の資源回収を行うことで、資源の再利用を図ります。
雑紙類の資源化の推進	燃やせるごみに含まれる資源化可能な雑紙類を資源物として分別排出するよう、ごみのガイドブックや分別説明会で周知することにより、燃やせるごみを削減し、再資源化を図ります。
ごみを資源化、再生利用するための行動（リサイクル/Recycle）	
ごみの分別説明会の実施	各地区からの要望に応じてごみ分別説明会を実施し、市民に分別収集、リサイクルへの理解を深めてもらい、ごみの減量化、リサイクルの推進を図ります。
小学生を対象とした環境教育	総合学習等の時間を利用し、ごみ問題に関する学習やごみの再資源化、減量化、分別方法に関する出前講座を実施することで、環境問題に関する知識向上に努めます。
広報誌等による啓発活動の推進	市報、ホームページ、ケーブルテレビ、資源物ごみのガイドブック等を活用し、ごみの分別減量化、再資源化、4Rの取組について広く広報を行うことで、分別の徹底を図ります。
代替素材への転換のための行動（リプレイス/Replace）	
廃食用油の回収	バイオディーゼル燃料として活用することで、代替素材への転換を図ります。



（令和6年度東伊那小学校4年生 総合学習時間を活用した出前講座の様子）

ごみ・資源物の収集体制について

1. ごみ・資源物の収集運搬計画

(1) 分別区分と収集・運搬及び中間処理内容

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ		委託収集 許可収集・自己搬入	上伊那広域連合委託	上伊那広域連合委託
燃やせないごみ 粗大ごみ		委託収集 許可収集・自己搬入	上伊那広域連合委託	上伊那広域連合委託
資源物	資源プラスチック	委託収集	上伊那広域連合委託	
	古紙類	委託収集	業者委託	
	紙パック	委託収集	業者委託	
	びん類	委託収集	上伊那広域連合委託	
	缶類（アルミ）	委託収集	業者委託	
	缶類（スチール）	委託収集	上伊那広域連合委託	
	廃食用油	委託収集	業者委託	
	ペットボトル	委託収集	上伊那広域連合委託	
	衣類	委託収集	業者委託	
有害 ごみ	乾電池	委託収集	業者委託	
	蛍光管	委託収集	業者委託	

(2) 計画収集（市内全域）

区 分		収集回数	収集方式	搬入先
燃やせるごみ		週 2 回	ステーション方式	上伊那クリーンセンター
燃やせないごみ		週 1 回	ステーション方式	クリーンセンター八乙女
粗大ごみ		年 1 回	拠点回収	業 者
資源物	資源プラスチック	週 1 回	ステーション方式	業 者
	古紙類	月 1 回	拠点回収	業 者
	紙パック	月 1 回	拠点回収	業 者
	びん類	月 1 回	拠点回収	クリーンセンター八乙女
	缶類（アルミ）	月 1 回	拠点回収	業 者
	缶類（スチール）	月 1 回	拠点回収	クリーンセンター八乙女
	廃食用油	月 1 回	拠点回収	業 者
	ペットボトル	月 1 回	拠点回収	クリーンセンター八乙女
	衣類	月 1 回	拠点回収	業 者
有害 ごみ	乾電池	月 1 回	拠点回収	業 者
	蛍光管	月 1 回	拠点回収	業 者

令和5年度から令和7年度にかけてのクリーンセンター八乙女基幹改良工事により、9月、11月、2月の燃やせないごみ、ペットボトル、ビン類、缶類（スチール）、※有害ごみ、

廃食用油の計画収集は行いません。(※下線部分は地区回収を行わないため、計画収集より外しています。)

2. 一般廃棄物処理業の許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項に基づき、一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行う場合には、市町村長の許可を受ける必要があります。

駒ヶ根市が一般廃棄物処理業の許可をしている事業者は以下のとおりです。

(1) 駒ヶ根市一般廃棄物収集運搬業許可業者 (令和7年4月末現在 計46事業者)

区分	事業者名	所在地
法人	(株) アイ・コーポレーション	岡谷市川岸東一丁目4番23号
法人	(有) アクト	駒ヶ根市赤穂16558番地5
法人	(株) あずさ環境保全	松本市波田2019番地
法人	(有) イグチ美装	上伊那郡宮田村6861番地1
個人	伊藤篤海 (エフォート)	伊那市富県7044番地2号
法人	(株) イナック	上伊那郡宮田村5339番地
法人	(有) 伊南環境センター	駒ヶ根市赤穂14番地865
法人	(有) 恵比寿産業	駒ヶ根市赤穂14番672
法人	(有) 加藤産業	下伊那郡高森町下市田2422番地52
法人	(株) 金岡商店	上伊那郡宮田村5450番地50
個人	金田商店 (金田太共)	伊那市中央5301-34
個人	川島 龍潤	駒ヶ根市北町23番14号
法人	(株) キタニ	伊那市福島320番地1
個人	清村商店	上伊那郡宮田村7611番地4
法人	(株) シーテック	愛知県名古屋瑞穂区洲雲町四丁目45番地
法人	清水解体工業(株)	伊那市西春近638番地1
法人	(有) 清水商事	駒ヶ根市赤穂11553番地
法人	ジャーナル商事(株)	飯田市高羽町三丁目1番地11
法人	(株) JACK	上伊那郡飯島町田切480番地1
法人	(有) 城倉建材	上伊那郡宮田村3068
法人	(株) Grean	伊那市西春近5806番地
法人	(株) セイビ社	駒ヶ根市赤穂14番地865
法人	(有) タカハ	飯田市松尾明7714番地1
法人	(有) 高山商店	伊那市前原8303番地3
法人	(有) トラスト	上伊那郡中川村大草3950番地1
法人	直富商事(株)	長野市大字大豆島3397番地6
法人	(株) 那須屋興産	伊那市西町6612番地2
法人	(有) 七久保衛生社	上伊那郡飯島町七久保2622番地2
法人	南重建設(株)	伊那市美篤7904番地1
法人	日化メンテナンス(株)長野営業所	駒ヶ根市赤穂3260番地3

法人	(株) 日本環境プラン	愛知県名古屋市西区木前町 110 番地
法人	(株) バイオエコロジー信州	駒ヶ根市中沢 4117 番地
法人	(有) ハクトートータルサービス	上伊那郡南箕輪村 8362 番地 4
法人	(株) ビジニナル・サービスセンター	駒ヶ根市赤穂 14616 番地の 200
法人	(株) B I S O	伊那市大字東春近 549 番地 3
法人	(有) ファットエヴァー	伊那市富県 3429 番 5
法人	富貴屋建設 (株)	駒ヶ根市赤穂 3468 番
法人	(株) M A S A T O	駒ヶ根市下平 800 番地 1
法人	(有) 松岡産業	駒ヶ根市赤穂 14616 番地 25
個人	松永商店	伊那市山寺 2225 番地
法人	(有) マツムラ	上伊那郡飯島町飯島 243 番地 10
法人	(株) マルケイ	飯田市松尾上溝 3033 番地 3
法人	丸忠リサイクル (株)	上伊那郡宮田村 2900 番地 1
法人	(有) 丸中産業	上伊那郡南箕輪村 5609 番地 2
法人	(有) 宮田衛生社	上伊那郡宮田村 6195 番地 99
法人	(株) メディカルサービス松本	塩尻市大字洗馬字下平 491 番地 1
法人	(株) 吉川商店	岡谷市湖畔一丁目 7 番 4 号

(2) 駒ヶ根市一般廃棄物処分業許可業者

(令和 7 年 4 月末現在 計 5 事業者)

区分	事業者名	所在地
法人	(有) アクト	駒ヶ根市赤穂 16439 番地 1
法人	(有) 恵比寿産業	駒ヶ根市赤穂 14 番 672
法人	(株) シーテック	愛知県名古屋市緑区忠治山 101 番地
法人	(株) バイオエコロジー信州	駒ヶ根市中沢 4117 番地
法人	(有) 松岡産業	駒ヶ根市赤穂 14616 番地 25

(3) 許可方針

ア 一般廃棄物収集運搬業

一般廃棄物の収集運搬については、現在、許可している業者の処理能力において、十分な処理が可能であることから、一般廃棄物収集運搬業の新規の許可については、原則として行いません。ただし、次の場合は許可を行います。

- ・市外で収集したごみを市内の処理業者に運搬する等、市内において収集を行わない業者の申請
- ・更新の許可申請を失念していた等の理由に基づき、許可期限の満了日までに更新許可申請をしなかった業者の申請
- ・既存個人許可業者が法人化する場合、又は、既存法人許可業者が合併する場合の申請

イ 一般廃棄物処分業

原則として新規の許可は行いません。